

反産運動の展開と地方商工会議所

木村 晴壽

The Anti-Cooperative Movement by Local Chambers of Commerce and Industry

KIMURA Haruhisa

要 旨

系譜的に戦後の信用金庫・生活協同組合・農業協同組合につながり、医療保険制度とも深い関連がある産業組合は、その広範な活動により、戦前昭和期に商工業者との鋭い対立を産んだ。産業組合が最も発展した長野県の反産業組合運動も、全国の動向と歩調を合わせ、商工会議所を核に展開したが、それは全国的な運動をリードすることも、独自の展開をすることもなかった。反産運動を通して、地方商工会議所の歴史的な性格をみる。

キーワード

産業組合 反産運動 地方商工会議所

目 次

はじめに

一 産業組合の展開

- (一) 産業組合をめぐる全国的動向
- (二) 長野県における産業組合の展開
- (三) 「産業組合拡充五カ年計画」の策定と実施
- (四) 長野県での拡充計画とその実施

二 反産運動の展開

- (一) 肥料商を核とした全国的反産運動の開始
- (二) 全日本商権擁護連盟の結成
- (三) 法案阻止で高揚する反産運動
- (四) 長野県における反産運動の背景
- (五) 長野県下商工会議所の反産運動

結語

反産運動の展開と地方商工会議所

昭和戦前期長野県の商工会議所を拠点とした反産運動

木村 晴壽

目次

はじめに

一 産業組合の展開

- (一) 産業組合をめぐる全国的動向
- (二) 長野県における産業組合の展開
- (三) 「産業組合拡充五カ年計画」の策定と実施
- (四) 長野県での拡充計画とその実施

結語

3. 産糞処理統制法案

- (四) 長野県における反産運動の背景
- (五) 長野県下商工会議所の反産運動

- 1. 松本商工会議所
- 2. 長野商工会議所
- 3. 上田商工会議所

二 反産運動の展開

- (一) 肥料商を核とした全国的反産運動の開始
- (二) 全日本商権擁護連盟の結成
- (三) 法案阻止で高揚する反産運動
 - 1. 重要肥料業統制法案
 - 2. 米穀自治管理法案

はじめに

戦前の我が国で農村を中心に広く展開した産業組合は、系譜的にはそれが戦後の農業協同組合・生活協同組合・信用金庫へとつながり、また一九三八（昭和一三）年に国民健康保険法が制定されるまでは、産業組合運動の一環として医療利用組合が農山漁村の医療に大きな役割を果たしたことなどから、医療保険制度の研究者はもとより、近代史研究者とりわけ近代農村史研究者の重要な研究対象とされてきた。したがって戦前の産業組合については、最盛期である戦前昭和期に運動の中核となった産業組合青年連盟（産青連）を中心に、その実態をめぐりかなり分厚い研究蓄積がある。一方、昭和恐慌以降に疲弊しきった農村を立て直すため政府が進めた農山漁村経済更正運動とそれに連なる「産業組合拡充五カ年計画」を契機に急速に拡大した産業組合は、結果として都市の中小工商业者、特に地方都市の中小工商业者を苦境に陥れ、それ故、彼等を熾烈な反産業組合運動（反産運動）へと駆り立てることになったことは周知の事柄である。^{①②}

産業組合は、金融・販売・購入・利用という四つの事業を兼営する場合が多かったが、全体としてみれば、そのうちの生産物共同販と生産・消費資材の共同購入こそが、産業組合の主要事業だったと言つてよい。こうした商品流通を都市市民や農業者が掌握すること、とりわけ農業生産に不可欠の肥料、および農産物として当時最大の流通量を誇った米・繭の流通過程を農民みずからがコントロールす

ることに、産業組合運動の大きな狙いがあった。しかし農民が商品の流通過程を握ることは、街場の商人、特に中小の商人を流通過程から排除することを意味したから、これら商人にとって産業組合の拡大・発展は死活問題そのものだったのである。

一九三〇（昭和五）年に政府が「肥料配給改善助成規則」を公布して産業組合による肥料購買事業（具体的には肥料配給事業）に對し助成金を与えたことで、産業組合による肥料配給が急増したこと、肥料商人側の危機意識を一挙に高めることとなった。これに對し、反産運動の組織的中核であった日本商工会議所は、産業組合の保護をやめその活動を厳しく取り締まることを求める建議を政府に提出するなど、陳情を中心とした反産運動を進めていったが、その二年後の昭和七年に、産業組合の拡充をめざす「産業組合拡充五カ年計画」が発表されるに及び、日本商工会議所による反産運動は、議會を見据えた政治運動へと發展していった。翌昭和八年には日本商工会議所が中心となり、全国米商商業組合連合会や全日本肥料団体連合会など九団体による「全日本商權擁護連盟」が結成され、組織的・全国的に激しい反産運動が展開することになるのである。

商人層と農民層との対立、しかもいづれも弱い立場にある中小商人と小生産農民の激しい対立は、反産運動と反・反産運動として先鋭化し、昭和恐慌という未曾有の不況下で閉塞する日本を象徴する社会現象だったが、それにもかかわらず、産業組合運動そのものに関する実態解明と比較すれば、地方都市での実態がどのようなものだったかを念頭に反産運動を取りあげた研究は意外に少ないのが実

情である。かかる研究史上で手薄になっている反産運動、特に地方都市でのそれについて、長野県を対象としてその実態把握を進めることに、本論が目指す第一の目的がある。

一九三六（昭和一一）年の第六九議会で、産業組合の事業に直接関係する三つの法案が成立する。米穀自治管理法・産糶処理統制法・重要肥料業統制法の三法案の審議経過には、昭和恐慌下で窮地に立つ農民層、彼らを強力に保護することで社会の動揺を抑えようとする政府、そしてそのために没落の危機に直面し激しい反対運動を展開することで政府にとっては新たな社会不安になりかねない中小商人層のせめぎ合いが如実に表れている。殊に、これら三法案のうち産糶処理統制法・重要肥料業統制法の二法案がいずれも肥料製造大資本・製糸大資本を埒外に置いた内容で成立したことは、反産運動と反・反産運動がもたらした結果が、最終的には、小商人と農村小生産者との対立であったことを如実に物語っている。

折しも帝国議会で産業組合をめぐって農林省と商工省が鋭く対立する場面もあり、零細な営業者同士の争いに対し政府は事態を打開する政策を構想していたのかいかなかったのか、いたとすればどのような政策で臨もうとしたのか、さらには大資本と中小営業者の利害調整をまったく意図していなかったのか否か、こうした点も是非究明されなければならない問題であろう。産業組合と反産運動をめぐるこうした政策意図について論点を提示することが、本論の第二の目的である。

さらに、地域の商工業者が結集する経済団体としての商工会議所

は明治期以来、政治に翻弄されながらも、それなりに中小商工業者の利害を反映する活動を展開していたが、戦前昭和期の反産運動の過程でそれがどの程度貫徹していたのか、いかなかったのかという、戦前日本の商工会議所が持つ歴史的品格にかかわる問題を、地方商工会議所の事例に則して明らかにすることが、本論第三の課題である。

一 産業組合の展開

(一) 産業組合をめぐる全国的動向

ここではまず、反産運動の前提となる産業組合の展開について、全国的な状況を概略的に把握しておきたい。

わが国の産業組合は、一九〇〇（明治三三）年に公布・施行された産業組合法にもとづいて制度的に設立されることとなり、以来、法的根拠を持つ組合としての産業組合は着実に普及していった。明治三九年には対前年比の組合数で五〇％増、組合員数にいたっては対前年比のほぼ倍増、一三万人以上を擁するまでになっている（表1参照）。

明治三九年に産業組合が一举に拡大した最大の要因は、産業組合法の改正である。この時の主な改正点は、

- ① 信用組合の兼営を認める
- ② 総代会を認める
- ③ 組合員脱退の際の持分払戻し方法の変更

表1 産業組合数と組合員数の推移

	組合数	組合員数		組合数	組合員数
明治 37	1,232	48,127	大正 12	14,260	3,030,157
38	1,671	68,563	13	14,444	3,315,283
39	2,470	134,371	14	14,517	3,635,748
40	3,363	151,123	昭和 1	14,373	3,947,806
41	4,391	284,654	2	14,186	4,157,404
42	5,690	392,411	3	14,171	4,405,553
43	7,308	534,085	4	14,047	4,571,785
44	8,663	754,767	5	14,082	4,743,091
大正 1	9,683	945,578	6	14,163	4,813,140
2	10,455	1,090,475	7	14,352	4,978,248
3	11,160	1,204,232	8	14,651	5,238,253
4	11,509	1,288,984	9	14,815	5,505,897
5	11,753	1,357,502	10	15,028	5,795,139
6	12,025	1,488,995	11	15,460	6,127,425
7	12,523	1,688,431	12	14,512	6,288,111
8	13,106	1,941,072	13	15,328	6,766,479
9	13,442	2,290,235	14	15,232	7,085,193
10	13,772	2,518,746	15	15,101	7,622,984
11	14,047	2,734,695	16	14,724	

- 1) 各年次の『産業組合要覧』（農商務省農務局）により作成。
- 2) 組合員数の単位は人。

表2 全国種別産業組合数

	信	(%)	購	(%)	販購	(%)	信購	(%)	信販購	(%)	信販購利	(%)
明治 33	13	62	2	10	3	14	0	0	0	0	0	0
38	986	59	273	16	142	8	0	0	0	0	0	0
43	2,226	30	772	11	503	7	1,239	17	1,062	15	369	5
大正 4	3,015	26	535	5	461	4	2,583	22	2,608	23	946	8
9	2,650	20	454	3	385	3	3,045	23	3,975	30	1,696	13
14	2,935	20	370	2	305	2	2,649	18	3,807	26	3,161	21
昭和 1	2,552	18	330	2	286	2	2,480	17	3,578	25	3,353	23
2	2,556	18	315	2	277	2	2,333	16	3,395	24	3,437	24
3	2,601	18	316	2	275	2	2,241	16	3,217	23	3,534	25
4	2,547	18	305	2	265	2	2,145	15	3,086	22	3,593	26
5	2,449	17	323	2	284	2	2,024	14	3,075	22	3,751	27
6	2,135	15	325	2	286	2	1,929	14	3,132	22	4,151	29
7	2,051	14	336	2	307	2	1,759	12	3,194	22	4,497	31
8	1,756	11	332	2	292	2	1,370	9	3,718	24	6,062	39
9	1,511	10	332	2	263	2	1,058	7	3,361	21	7,206	46
10	1,313	9	314	2	258	2	760	5	1,952	13	8,430	56
11	1,117	7	301	2	239	2	504	3	1,560	10	9,831	64
12	895	6	270	2	170	1	219	2	988	7	10,362	71
13	749	5	257	2	187	1	136	1	791	5	11,671	76
14	706	5	255	2	176	1	113	1	648	4	11,839	78
15	667	4	258	2	165	1	96	1	536	4	11,968	79
16	613	4	254	2	139	1	73	0	380	3	11,999	81

- 1) 各年版の『産業組合年鑑』により作成。
- 2) 信 = 信用組合、購 = 購買組合、販購 = 販売購買組合、信購 = 信用購買組合、信販購 = 信用販売購買組合、信販購利 = 信用販売購買利用組合。
- 3) パーセンテージは全産業組合数に対する割合。

④登記手続きの簡便化、
だった。

このうち、それまでは金融関連の事業に限られていた信用組合が他事業との兼営を認められたことで、産業組合の拡充に弾みがついた。もともとわが国の産業組合は、産業組合法の成立以降、信用組合を軸として展開しており、信用組合にも兼営が認められるようになってからは、四事業（金融・販売・購入・利用）の組み合わせによる一五種類の産業組合が存在するようになっていた。そのうちめばしい産業組合の推移を示した表2にみられるように、単独の信用組合は急速に比重を低め、その一方で兼営の信用購買組合・信用販売購買組合、やや遅れてすべての事業をカバーする信用販売購買利用組合が目覚ましい伸びをみせるようになる。とりわけ明治三十九年を跨ぐ時期に、信用事業との兼営による信用購買組合と信用販売購買組合の合計数は、単独の信用組合を上回る組合数にまで達している。

明治三十九年の法改正により信用事業の兼営が実現したことが、著しい組合員数の伸びにつながったことは明らかだろう。

大正期に入って組合数の伸びはやや鈍化しているが、それにもかかわらず、大正期を通じて組合員数自体はそれを上回る伸び率で増加していった。この背景には、産業組合にとって重要な二つの法制上の措置があった。³一九一七（大正六）年の産業組合法第三次改正および農業倉庫法の制定・公布がそれであり、これらの法整備によって産業組合は大きく活動範囲を広げることが可能となったのである。

具体的には産業組合法の改正によって市街地信用組合の設置が認められたため、産業組合の活動地域は農村から街場へと拡大した。これによって戦後の信用金庫につながる金融機関を市街地に設けることが可能になったうえ、これら信用組合には手形割引と区域内での組合員外貯金が認められた。

またこのときの第三次改正では、もともと生産物の加工を主目的とした生産組合に、「設備の利用」も認めることとなり、生産組合の業務範囲も広がった。生産組合の性格変化をもたらす重要な措置であり、産業組合全体の展開にとっても少なからぬ役割を果たしている。そのわずか四年後の大正二〇年には、第四次改正の一環として「生産組合」の名称が「利用組合」へと変更されたうえ、生産設備利用に加えて「経済に必要な設備」すなわち生活上で必要な設備の利用さえも可能となった。生産組合の活動目的が、農業そのものの生産・流通を掌握することに加え、農村生活全般をも取り込んだ、いわば農民の全生活に関与することへと大きく変わったことを示す法改正であった。

こうした措置を通じて産業組合員数が増加したことに疑いはないが、この時期産業組合活動に最も大きな影響を与えたのは、農業倉庫法の施行であろう。農業倉庫法にもとづく助成を受けながら産業組合は農業倉庫を建設し、農民の生産米を保管することができるようになった。そのことを通じて、従来は米穀商人に依存しなければ消費地に米穀を送ることができなかった農民が、産業組合に結集することで米の共同販売が可能になったのである。産業組合は、農業

倉庫で預かる農民からの保管米を担保として農民に金融を行うことができたし、農民の側では、販売したい米を取り敢えずは産業組合の農業倉庫に預けて倉庫証券を受け取り、すぐに現金が必要ならばその証券を担保として金融を受けることができるようになった。⁶⁾ 預けた米は、より高値で売れるときに産業組合がまとめて販売することになるから、その販売代金で先の借金を返済すればよいことになる。産業組合にとっては、米の流通に係わるうえで極めて重要な整備だった。

その後、一九二三（大正一二）年には全国購買組合連合会が設立され産業組合活動はかなり強化されることになるが、大正期の終わりにも重要な法改正が行われた。⁷⁾

産業組合法の第六次改正となる大正一五年に政府は、すでに名称変更した利用組合に関し、その設備の員外利用を認める措置を講じたのである。⁸⁾

産業組合員数の伸びは昭和初年になってはじめて緩やかな伸びに転じてから、昭和期の「産業組合拡充五カ年計画」以降の時期になって再び五割前後の年率で組合員数は増加を続け、一九三五（昭和一〇）年には総農家戸数五六〇万を上回る五八〇万人の組合員数を擁するまでに成長した。わが国の産業組合は太平洋戦争直前の昭和一五年には、日本の総農家戸数五四八万に対し産業組合員数七六二万という、巨大な勢力になっていたの

表3 長野県の産業組合動向

	組合数	組合員数	
大正	2	502	28,701
	3	486	31,141
	4	500	34,737
	5	491	37,384
	6	502	38,999
	7	506	53,042
	8	503	72,288
	9	505	73,225
	10	518	105,261
	11	512	116,198
	12	492	123,607
	13	453	140,893
	14	453	150,849
	昭和	1	460
2		471	190,592
3		483	211,349
4		493	230,753
5		506	235,579
6		516	242,502
7		523	249,423
8		524	247,763
9		526	254,440
10		534	255,857
11		532	259,326
12		522	257,820
13	536	256,886	
14	533	270,204	
15	532	272,502	
16	505	284,933	

1) 出典等は表1に同じ。

である。

(二) 長野県における産業組合の展開

産業組合法の成立・施行から間もない一九〇四（明治三七）年、日露開戦を念頭に長野県では告諭のかたちで「産業督励ニ関スル規程」を発しており、そこでは「産業組合ヲ設立スルコト」が明確に示されていた。⁹⁾ このような県当局の姿勢を反映して、長野県の産業組合は表3にみられるように、大正期には組合数・組合員数ともに著しく発展した。特に、大正一〇年には組合員数が飛躍的に増加しており、ひとつの画期をなしていた。実は、こうした組合員数の急激な増大には、産業組合に対する長野県としての行政方針が大きく影響していたのである。

長野県は大正九年、ほとんどが部落単位で組織されていた産業組合の経営基盤を強固にすることを狙って、町村単位を基本とした産

業組合の統合に乗り出し、新設の産業組合は町村単位でなければ認めないとの方針を明確にした。¹⁰このような県としての行政方針の現れが、大正一〇年の産業組合員数の飛躍的伸びだったのである。そのことは、組合数の伸びをはるかに上回って組合員数が伸びていることから明らかである。ここでは、長野県の産業組合が、県当局の方針を比較的ストレートに反映した動きになりがちであることに留意しておきたい。

こうした長野県当局の「指導」や働きかけがあつて長野県の産業組合は大正期に組合員数を大きく増加させたが、その原動力となつたのは製糸業だった。一九二五（大正一四）年時点で長野県内には、製糸業を営む八五の産業組合が確認されており、そのうち七三組合が大正期に設立されていることは、¹¹製糸業に関係する組合の立ち上げがこの時期の長野県下産業組合の発展に大きく貢献していたことを物語つていよう。

その反面、養蚕業の分野では産業組合はなかなか農村に浸透しきれずにいた。もともと明治期以来、長野県は県農会に対し、「宜しく当業者を指導し其の設立を為さしめんことを努むべし」¹²として、産業組合としての養蚕組合の設立を強く促していた経緯があつたにもかかわらず、産業組合の組織化は進んでいなかった。

長野県の農業にとって不可欠の地位にあつた養蚕業については、数多くの養蚕組合が繭の共同販売を行つていたことはよく知られている通りである。しかし、それら養蚕組合の多くは産業組合でもなければ同業組合でもない任意の組合であり、繭取引の実態は、大規

模製糸家との特約取引にもとづく生繭取引だった。一九三五（昭和一〇）年時点でさえ共同販売のうち三分の二は任意の組合が占めており、養蚕組合員のうち産業組合員数は一九二九年では全体の五一割、一九三五年七六割という状態だったから、養蚕業において産業組合は大きな影響力を持つには至らなかったのである。

もう一方の重要流通農産物である米についてみると、米の保管を中心とする農業倉庫の建設は県当局の期待を大きく裏切るものだったとくである。大正一五年の長野県農商課報告は、

「農業倉庫ノ設置ニ関シテハ大正七年以来十箇年ヲ期シ、県内ニ凡ソ百倉庫ヲ設置セシムヘク計画ヲ樹テタルモ、経済界ノ不況沈衰等ノ為現在三十二倉庫ニ過キス、而モ其ノ成績ニ徴スルニ漸次良好ナルモ地位宜シキヲ得サル為利用ノ点ニ遺憾ナルモノナシトセス、故ニ今後ハ農産物ノ生産数量、販売状況及交通ノ便否等ヲ充分ニ考査シ、法ノ趣旨徹底ヲ計リ必要ト認ムル十一箇所ニ之カ設置ヲ奨励セムトス」¹³

と述べ、農業倉庫の設置がはかばかしくないうえ、利用状況も芳しくないことを指摘している。

こうした状況にありながらも長野県当局は産業組合法の施行以来、産業組合の普及に相当な力を入れていたことに加え、「一町村一組合主義」¹⁴を標榜し一定規模以上の産業組合を設定することに努めていた。そのことを通じて組合の経営内容を充実させようとしており、昭和三年には、内務部農商課に置かれていた産業組合法を内務部産業組合課に昇格させる措置も講じている。¹⁵

こうして県下の産業組合を充実させる体制が整うなか、昭和四年に、全国から注目を集める積極的活動を展開することになる長野県の産業組合青年連盟（産青連）¹⁶が発足し、その後の長野県産業組合活動をリードしてゆくことになるのである。

このように長野県は、早い時期から産業組合の設立を重視した行政対応をしており、組合員数の伸びは概ね全国平均を上回る推移を示していた。その結果、長野県は産業組合が著しく発展した地域のひとつに数えられるようになり、「西の福岡、東の長野」と称されるほどだったという。¹⁷

確かに昭和期の組合員絶対数で見れば福岡・長野の両県はトップクラスにあり（表4参照）、それぞれ東日本と西日本の代表的な産業組合県だったと言えよう。しかし、地域経済に及ぼす産業組合の影響力という観点で見直すと、それとは異なる姿が浮かび上がるのである。

長野県の場合、表5で明らかのように鹿児島県に次いで農家戸数が多く、その意味では組合員数が多いこと自体は当然の帰結であり、何ら不思議ではない。むしろ問題は、全農家のうちどの程度を産業組合に吸収し得たかという、産業組合への組織率にある。

昭和恐慌期に入った昭和五年、すでに長野県の産業組合は全農家戸数の九六割を組織し、数字のうえでは全農家を組合員とすることにはほぼ成功している（表6を参照）。その後も組織率は伸長する一方であり昭和一三年には一〇四割を記録し、一五年には一一一割という驚異的な組織率を達成した。¹⁸ 昭和期を通じて長野県の産業組合組

表4 組合員数（昭和）の順位（県名）

順位	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
1	長野	長野	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡
2	新潟	兵庫	長野	長野	長野	長野	長野	長野	長野	鹿児島	兵庫
3	兵庫	福岡	兵庫	兵庫	新潟	新潟	新潟	鹿児島	鹿児島	兵庫	鹿児島
4	静岡	新潟	新潟	鹿児島	兵庫	鹿児島	鹿児島	兵庫	兵庫	長野	長野
5	福岡	静岡	鹿児島	新潟	新潟	兵庫	兵庫	新潟	新潟	新潟	新潟

1) 出典は表1に同じ。

表5 農家戸数（昭和）の順位（県名）

順位	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	13年	14年	15年
1	鹿児島									
2	長野									
3	新潟									
4	愛知	愛知	愛知	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	茨城
5	広島	広島	北海道	愛知	広島	愛知	茨城	茨城	茨城	北海道

1) 出典は表1に同じ。

表6 総農家戸数に対する組合員数割合（昭和期の長野県）

5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	13年	14年	15年
96	98	97	99	98	98	98	104	106	111

1) 出典は表1に同じ。

2) 数値の単位は%。

織率は全国第一位だったのである。昭和五年の全国平均値が六〇^{パーセント}、昭和一〇年代に入っても全国的にはせいぜい八〇^{パーセント}であつたことからすれば、長野県での産業組合の浸透がいかに徹底していたかは明らかである。

これはすなわち、昭和期に入り長野県の農産物と生産・生活に必要な物品の流通を産業組合ががちり掌握したことを意味していたし、逆に米穀・繭等の農産物や肥料等の農産生産資材を扱っていた商人層からすれば、これらの流通過程から排除されるという困難に直面したことに他ならなかつた。中小の商人層が最も厳しい状況に追い込まれた長野県から、商工会議所を拠点とした組織的反産運動が拡がっていった背景がここにある。長野県の反産運動を取り上げる所以である。

(三) 「産業組合拡充五ヶ年計画」の策定と実施

大正九年以降、わが国の農村では小作争議が頻発・急増し、その結果、昭和元年には全国で二七五一件もの小作争議が発生しており、いわゆる十五年戦争以前の時期としてはピークを形成した。²⁰ 大正一三年から実施に移された小作調停法は、母法にあたる小作法を欠いたまま施行されたため小作争議に対する抜本的な解決策とはならず、したがって農林省は小作法制定に向けて奔走したが、小作法案は第五九帝国議会（昭和五年～六年）の衆議院は通過したもの、貴族院では審議未了となり、最終的に農林省も法案成立を断念せざるを得なくなっていた。

このように土地政策としての地主―小作制度改革が退潮する一方で、自治農民協議会や長野県北信不況対策会、あるいは道府県農会長協議会・全国町村長会などによる農村救済請願運動が台頭してくるのである。²¹ 農村救済請願運動は一九三二（昭和七）年の五・一五事件をきっかけに大きな盛り上がりを見せることとなる。同年六月と八月には第六二・六三臨時議会が「救済議会」として開かれ、その結果、九月には農林省内に経済更正部が設けられることで経済更正運動を政策的に推進する体制が整えられていった。²²

こうして、農業政策の重点が土地政策から不況対策としての農村経済更正運動へと移行し、とりわけ農林省の経済更正部に産業組合課が設置されたことは、産業組合が更正運動の推進機関として政策の上で明確に位置づけられたことを意味した。²³ しかもこの年、産業組合法が改正されて、江戸時代以来の伝統を持つ大字単位で設けられていた任意組合の「農家小組合」が「農事実行組合」として法人化され産業組合に団体加入する道が開かれたことで、産業組合が零細な農家を取り込む素地も用意された。²⁴

以上の政治・行政の動きを背景に、それと呼応するあたりで産業組合中央会は「産業組合拡充五ヶ年計画」を策定したのである。

昭和七年七月、第二八回全国産業組合大会で「産業組合拡充五ヶ年計画」を策定することが決議され、早くも一〇月の第四〇回支会役員及主事協議会に計画案が提出され即座に承認されている。行政上の体制整備に一步先んじた素早い動きだった。

この産業組合拡充計画は極めて多岐にわたる内容からなっていた

が、貯金や貸付金の実績を倍増させることを除けば概ね以下のよう
な内容になっており、翌昭和八年一月から実行に移されていった。⁽²⁵⁾

・ 産業組合未設置の農村に産業組合を設置し、全農業者が組合員
となることを目指す

・ 農村産業組合の四種（金融・販売・購入・利用）兼営を促進す
る

・ 米穀、生糸の販売量を大幅に増加させる

・ 購買事業としての肥料取扱量を大幅に増加させる

・ 農業倉庫で保管する販売米を大幅に増加させる

すなわち、最大の農産品である米・生糸（繭）、そして最大の生産
資材である肥料という、いわば日本農業の基幹部分について、その
流通を農民の手でコントロールすることに主眼があったのであり、
こうした方策の実現に向けて産業組合中央会は並々ならぬ意欲を示
してもいた。それぞれの側面に関し、計画期間である五年間にわた
る目標値を明確に提示したのは、その表れと言ってよい。

（四）長野県での拡充計画とその実施

「産業組合拡充五ヶ年計画」に呼応して長野県でも、産業組合の各
部門で具体的な計画が立てられたが、折からの大不況の影響を免れ
ず、計画目標を達成することができないケースもあった。

例えば長野県信用組合連合会では貯金増加目標を一千万円と設定
したが、特に繭価格暴落による養蚕農家の経済的落ち込みが激しく、

当初の計画は達成できなかったごとくである。⁽²⁶⁾ 計画初年度の昭和八
年の預金額約一一〇〇万円は計画最終年の一二年になっても約
一二〇〇万円余りに止まっていた。⁽²⁷⁾ 同期間の全国産業組合の預金額
は倍増以上の伸びを示しているから、金融面でみる限り、長野県の
産業組合は困難な状況を抱えていたとみるべきであろう。

一方、兼営の促進ではかなりの進捗があり、表7に示したように
四種兼営組合数の増加率では長野県の伸びが全国平均を上回ってい
た。これは、「産業組合」としても、信用面の不振、創痍をこの面の発
展で補う必要があった⁽²⁸⁾ため、特段に傾注したからだった。

この五年間の実績をもとに産業組合中央会は、引き続き昭和一三
年から三年間の計画で第二次拡充計画を策定し、より徹底した農村
の掌握に乗り出した。中央会の方針にもとづき長野県でも、詳細か
つ具体的な第
二次拡充計画
が実施に移さ
れていった。
長野県の第二
次拡充計画は
産業組合のあ
らゆる局面に
ついて「実行
細目」を明確
にしていたし、

表7 4種兼営組合数の推移(昭和期)

	全国実数	伸び率	長野実数	伸び率
1年	3,353	6.1%	87	0.0%
2年	3,437	2.5%	83	-4.6%
3年	3,534	2.8%	81	-2.4%
4年	3,593	1.7%	86	6.2%
5年	3,751	4.4%	94	9.3%
6年	4,151	10.7%	115	22.3%
7年	4,497	8.3%	149	29.6%
8年	6,062	34.8%	232	55.7%
9年	7,206	18.9%	269	15.9%
10年	8,430	17.0%	287	6.7%
11年	9,831	16.6%	313	9.1%
12年	10,362	5.4%	343	9.6%
13年	11,671	12.6%	366	6.7%
14年	11,839	1.4%	375	2.5%
15年	11,968	1.1%	385	2.7%
16年	11,999	0.3%	381	-1.0%

1) 出典は表1に同じ。

そこでは、七項目の重点事項が大きな方針として示されその中には「産業組合の組織及び事業の大衆化の徹底」が謳われてもいた。

この点に関しては、「事業の大衆化に関する事項」としてさらに具体的な実行方法が示されており、このうち信用事業を除く他の三事業および農業倉庫について、やや長い引用となるが、本論の論旨と関係している部分を以下に抜粋して示しておこう。²⁹⁾

(前略)

(二) 事業の大衆化に関する事項

農村産業組合は左記方針に則り、鋭意各種事業の拡大に努むるものとする

(中略)

二、販売事業

(中略)

八、販売計画を樹立するに当たりては主要生産物のみならず、零細なる副業生産物についてもその各戸別、部落別の生産、販売状態及び組合への出荷見込みに対する基礎的調査を行いかつ小生産者の生産物の取扱に重点をおく方針を採ること

(中略)

6、販売代金は可及的速かに支払いを為し、かつその利息は極力低率とすること

7、組合利用の徹底を期するため、抜売その他定款規約等の

違反に対しては過怠金制度を活用すると共に、農事実行組合を基礎とする責任出荷に努むること

(中略)

三、購買事業

イ、肥料、飼料に付ては全県統制を強化する為、区域内消費調査を基礎として到達目標を定め組合員として絶対利用の徹底を期すること

(中略)

リ、農産物の出荷契約に依り農事実行組合を単位とし事業の拡充、予約配給の徹底を期すること

四、利用事業

(中略)

3、設備の性質及び経済的地位関係より部落的施設を適當とするものに付ては経営上よりも考慮を払い、なるべく農事実行組合をして行わしめ以て農業共同施設の充実に努むること

4、家庭薬、衛生材料、栄養食料品の配給と相俟ち、左記施設を行い、農村保健の向上並に社会的施設の進出に努むること

保健共済施設の実施、助産婦、保健訪問婦の設置、託児所、健康相談所の設置、家庭相談所の設置、共同浴場、理髪所の設置、共同炊事

5、冠婚葬祭用具の設備その他適當なる施設の充実に努むる

こと

五、農業倉庫

(中略)

二、販売の方法並に時期は農業倉庫に委任しかつ共同計算の方法に依る経営を為すこと

(後略)

以上から明らかなように、例えば販売事業では「各戸別」「部落別」に予定数量を把握せよとして、農村の隅々にまで及ぶ徹底した管理を求めていた。また販売・購買・利用事業についても、農村で最も実質的な単位である「農事実行組合」(＝大字単位の組合)を土台として活動を展開するよう的確な指示を出してもいた。さらには助産婦・託児所・共同浴場・理髪所等、現実生活に密着した利用事業について、微に入り細にわたる細目を提示しており、産業組合が農民生活のあらゆる部分に浸透するよう徹底した方針を掲げていた。まさに、「大衆化の徹底」³⁰⁾だった。

このような徹底した実行細目が着々と実施に移され、その結果として長野県の産業組合は昭和期に、前述のような目覚ましい展開を遂げるのである。

二 反産運動の展開

(一) 肥料商を核とした全国的反産運動の開始

ここまでみてきたような産業組合の活動は、それが農産品や生産・生活資材の流通、そして生産設備はおろか生活全般にわたる施設の共同利用を最終的な目的としていた以上、当然のことながら様々な営業者、特に中小営業者にとっては大きな脅威であり、実際に彼らは大きな打撃を蒙っていた。

産業組合に対する批判や散発的な反産業組合運動(反産運動)は、後述するごとく、明治期から各地にあったが、全国的かつ組織的な反産運動が展開する契機となったのは、一九二九(昭和四)年に、長野・松本・上田・福井・新潟・富山など一二の商工会議所が参加し長野商工会議所で開催された北本州商工会議所連合会だった。購買組合が米・麦・薪炭・洋物・呉服・薬品やその他の日用品を扱っているため、小売商人の営業が成り立たないとして、松本商工会議所提出の取締り要望決議が採択された³¹⁾。当時の産業組合側は、これが反産業組合の立場を鮮明にした最初の組織的運動とみていた³²⁾。

年を経るごとに範囲を拡げる産業組合の事業は、最終的には農民の全生活にまで及んだため、その対応としての反産運動自体も結局は様々な種類の商人や団体がその担い手となっていくた。実際には、反産運動が広範な商人層を結集した全国的運動として展開する過程で、その中心勢力となったのは比較的早くから運動を進めていた肥料商だった。

松本商工会議所による取締案を引き合いに出すまでもなく、反産運動を引き起こす最大の要因になったのは産業組合の諸事業のうち購買事業だったし、とりわけ購買組合が取り扱う肥料の量が急増

したことが組織的反産運動の引き金となっていた。

この点について『大阪朝日新聞』は端的に次のように報じていた。

「最近における特に顕著なる傾向は農業恐慌の深刻さに適応せんとする産業組合の質的の転向と、これに伴う反産運動の激化を挙げ得よう。具体的にいふならばこの特長は

- 一、全購連の農村肥料供給方面における進出
 - 二、経済的共存共栄主義に一步を進めた農村更生運動に反映せる産業組合主義の進出
- の二つに認め得るであらう。」⁽³³⁾

産業組合が購買事業を大きく取り込み始めるのは、一九三〇年（昭和五）年に成立した肥料配給改善規則からであり、この法律を根拠に政府は、産業組合系統の肥料購買事業に対し毎年四〇万円の助成金を一〇年間与えることとした。その実態は、購買組合が肥料配給所を新設したり、肥料配給を担当する役職員を置いたりすることに對して、なされた助成だった。その結果、購買組合による肥料取扱高は、昭和四年の六三七四万円から一二年の一億四二六一万円へと急増した。この取扱額は、全国の販売肥料消費額に対し昭和四年では二二割だったものが、一二年にはなんと四一割へと急速に比重を高めることとなったのである。⁽³⁴⁾ 肥料商人にとつては、商売の基盤が失われることを意味し、実際、肥料配給改善規則の実施で倒産や廃業に追い込まれる肥料商が相次いでいた。それ故、彼らは反産運動

の中心勢力として活動せざるを得なかったのである。

最も深刻な影響を受けつつあった肥料商らは、肥料配給改善規則法案に対する反対運動を通じて全国肥料団体連合会を結成し、反産運動の牽引役となつていった。⁽³⁵⁾ もともと産業組合には所得税・営業税等が免除されていた他、農工銀行からの低利融資が受けられる規定もあり、それに加えて産業組合の肥料取扱を促進させるこのような法案が成立したため全国肥料団体連合会は昭和七年、東京商工会議所および内閣総理大臣・商工大臣に対し、肥料商にも同様の法的保護を与えるよう陳情した。また同年、全国購買組合連合会（全購連）の神戸ゴム工場が事業を開始するや、神戸ゴム工業組合と神戸商工会議所は農林・商工両省に対し、全購連の自己生産を禁止するよう請願した。

こうした事例に示されるように、この頃までの反産運動は主として当局に対し陳情・要望という方法で働きかける段階にあつたが、運動は徐々に議會を見据えた政治運動の様相を呈してゆく。

苦境に立つ流通商人たちを商業組合法（昭和七年施行）によりバックアップしようとした商工省の政策も期待はずれに終わり、農林省と商工省の協議も不調に終わるなか、昭和七年八月から開かれた第六三議會では、反産勢力の意を体した議員から、衆議院・貴族院ともに産業組合への特典を廃止せよとの陳情・質問や建議案が出されたが、商工・農林・大蔵の三大臣の答弁はいずれも、特典は廃止すべきでないとの立場を明確にしていた。⁽³⁷⁾

こうして追い込まれていった反産勢力は、全国的かつ組織的反産

運動へと突き進むことになるのである。

(二) 全日本商権擁護連盟の結成

産業組合拡充五カ年計画では、購買・販売事業の取扱範囲がかなりの物品・商品に及ぶことが明らかだったから、産業組合の拡充五ヶ年計画が実施される前後にあたる昭和七年の終わりから八年始めの頃になると、拡充計画の実施で影響を受けることが必至とみられた米穀商・文具卸商・ゴム工業組合・醤油醸造業などの業界も反産勢力に加わり、運動は高揚していった。³⁸⁾

全国肥料団体連合会が全国的反産業組合団体の結成を呼びかけ、各地商工会議所からの要請にも押されるかたちで日本商工会義所が遂に反産運動の中核として動きを開始した。

日本商工会義所は昭和八年九月に購買販売組合対策常設委員会を設置したのに続き、一月には東京商工会義所・日本実業組合連合会・全日本商店会連盟・全国肥料団体連合会・全国米穀商組合連合会・三都文具卸商同業組合・全国醤油醸造組合連合会・全国売買業団体連合会が結集して全日本商権擁護連盟を結成すること、その本部を日本商工会議所に設置すること、および各道府県の県庁所在地商工会議所に連盟支部を設置することを決定した。³⁹⁾ その主旨は、連盟結成主旨書で明確にされている。すなわち、

「(前略)抑々政府が産業組合に対し補助金助成金の交付、低資の融通、免税の特典、官憲の経営参加、其の他有らゆる便宜と保護とを加

へて之を助成する結果、購買組合販売組合は商工業固有の領域に侵入し来り有利なる条件の下に不正不当の競争を試み何等他の領域を侵すことなき中小営業者の商権を脅威圧迫し其の生業を迫害せらるゝことは到底中小商工業者の黙止する能はざる所なり。

(中略)

翼くは産業組合の圧迫を蒙る全日本中小商工業者諸君来つて本連盟に加盟し以て主旨の達成に協力せられんことを」

と述べ、購買組合と販売組合の活動が商工業者の領域を荒らしていることを問題視していた。もつとも、単に新たな競争相手が出現したこと自体を問題視するのではなく、産業組合が税制上の優遇措置を受けたうえで数々の生産・生活必需品の流通過程を掌握することに異を唱えていたのである。

こうして昭和八年一月、東京日比谷公会堂にて全日本商権擁護連盟大会が開催され、商権擁護運動すなわち反産運動の大々的示威活動が開始された。

商権擁護連盟は、大会開催から間髪を入れず大会決議文を政府の関係当局へ提出すると同時に衆議院・貴族院議員、言論機関へもそれを配布した。次いで、大蔵・内務・陸軍等の内政関連五省の大臣への陳情、および商工大臣をはじめとした商工省関係部局への陳情を精力的に行い、併せて各都道府県知事に対しても決議文を発送して働きかけを行った。産業組合拡充五ヶ年計画の初年度にあたる昭和八年いっぱい、商権擁護連盟の活動は行政当局や議会を対象とし

て陳情・要望・働きかけを繰り返しながら、徐々に議会対策に傾斜していった。

(三) 法案阻止で高揚する反産運動

一九三四（昭和九）年に入り、反産運動を取り巻く状況が大きく動き始めた。産業組合活動と密接に関連する三つの法案が議会で提出されることとなったからである。すなわち、重要肥料業統制法・米穀自治管理法・産糞処理統制法の三法案がそれであり、政府が農村対策の基軸に産業組合を位置づけ、産業組合への支援策を前面に出してきたことは明らかだった。

以下、これら三法案の内容と成立までの経緯を簡単に把握しておこう。

1. 重要肥料業統制法案

もともと日本の農業は、肥料を大量に使用することによって狭い土地から多くの収穫を上げるのを特長としていた。堆肥等の自給肥料を利用していた時期が長く続いたが、江戸時代になると、遠隔地から肥料商人が運んでくる鰯・鯨を原料とする魚肥を購入して使うようになった。明治期になると満州から輸入された大豆粕が用いられ始め、明治後期には過燐酸石灰や大量の電力投入による硫酸という化成肥料が普及していった。

このような背景の下、昭和恐慌に喘ぐ農村の立て直し策として政府は農産物の増産を目指し、その手段として化成肥料の多用を推進したのである。一九二七（昭和二）年、肥料調査委員会総会で山本

悌二郎農林大臣は次のように述べていた。

「農産物ヲ増産シテ国民ヲ養フテ行クト云フ方法ト致シマシテハ………単位面積カラノ収穫ヲ増加スルト云フコトガ是ガ最モ有力ナ方法」である。だから「昨今非常ニ喧シイ小作問題ノ如キ、是モ収穫が増加シテ小作ノ取前モ、自作ノ取前モ、共ニ並ンデ増加シテ行クト云フコトデアッタナラバ、此問題ハ自ら解決」するだろう。そこで、すでに集約の極限に達している労力を除けば、「資本ノ点ノ集約殊ニ肥料ヲ多量ニ使用サセルト云フコトガ………是カラノ単位面積ヨリ収穫ヲ増加スル殆ド唯一ノ方法」⁽⁴⁾

であると。つまり、肥料を大量に投入して農業生産力を高め、それを梃子として農業問題を解決しようとの意思を示していた。

しかし、農林省が進めようとした肥料管理政策には肥料製造・流通を所管する商工省が消極的なため、法案立案作業は紆余曲折を経っていた。

『時事新報』（昭和二年一月二五日）はこの経過を次のように報じている。

「肥料管理並に空中窒素固定工業の助成策は農林省が肥料委員会
の決議に基き実行せんとしているニ大肥料政策であるが此内助
成策に就ては主管官庁たる商工省が其政策遂行に気乗せず未だ
に商工審議会の調査未了を理由として之が実行に着手しない」
こうした経緯がありながらも農林省の精力的な立案作業が進み、

何とか両省間での調整がついて肥料管理は法案化に至ったのである。⁽¹¹⁾

こうした政府の方針に対し、肥料商の団体が全国大会を開催するなどして強硬に反意を示したため、⁽¹²⁾法案は再び練り直しを迫られることとなり、最終的には昭和五年の肥料配給改善助成規則として実施されたのである。

紆余曲折を経たとはいえ、肥料配給改善規則には、低価格の肥料を安定的に農村に供給しようとする政府の意思が貫徹していた。しかも肥料流通の要に産業組合、具体的には購買組合を据えていたのである。

これを大きな契機として購買組合が肥料の取扱い量を急増させ、昭和八年には全購連が主要な肥料製造企業である満州化学の株五万株を取得することで、同社生産の硫酸について優先引受権を確保した。さらには、硫酸株式会社株の五割、日本肥料株式会社株の二・五割を持ち、肥料流通を本格的にコントロールしようとする姿勢を鮮明にしたのである。

以上の経緯の後、昭和九年（一〇年）にかけての第六七議会で政府が提出した肥料業統制法案（後に重要肥料業統制法として成立）は、肥料製造業を許可制とし肥料取引数量・価格について政府が命令できるとする内容、すなわち政府の強力な統制が盛り込まれた内容となっていた。これに対し帝国農会は、肥料製造を許可制にすることと独占の形成が促され、結局は肥料価格の高止まりにつながることに反対した。肥料工業や肥料商人サイドからも、政府の幅広い命令権が政府の行き過ぎた介入を招くとの批判が吹き出した。

このため政府は反対する勢力からの批判点をすべて受け入れて骨抜きとなった「無能力、あらずもがなの法案」⁽¹³⁾を昭和十一年の第六九議会で提出し、漸く成立にこぎ着けたのである。

成立した重要肥料業統制法は確かに、肥料製造業者・肥料商らの抵抗で大幅な修正を余儀なくされ、政府による価格統制が大きく後退することになったのだが、それにもかかわらず、一方では同法によって全購連を核とした肥料流通への再編が進み、他方製造部門では硫酸肥料製造組合というカルテルが結成される結果をもたらした。

この結果、硫酸肥料製造業組合とその販売機構との取引については委託販売の形式ではあっても消費者が購買の際に生産者を指定できず、また、政府の価格統制が製造業者販売価格にのみ限定されたことから、消費者への販売価格が上昇すれば、その値上がり分はリベートとして肥料製造資本に回ってくるという、肥料流通機構が出現した。⁽¹⁴⁾その意味でこの法案は、産業組合と肥料製造大資本に有利な状況を創り出す一方、肥料流通から旧来の肥料商人を排除する役割を果たしたのである。

2. 米穀自治管理法案

米価の安定を目的に政府が米の市場価格に介入したのは、一九一五（大正四）年の米価調節令である。その後、大正七年に起こったいわゆる米騒動をきっかけに米価調整令は強化され、大正一〇年には米穀法が制定された。米穀法は、朝鮮・台湾からの外米移入で米が供給過剰となり、内地米価格の低下が問題視されていたことが

背景にあり、米穀の輸出入を許可制にすることを主眼としていた。それでも米の過剰供給は解決せず、一九三三（昭和八）年に制定した米穀統制法にもとづいて、米価の乱高下を防ぐため政府が米穀売買を行うようになっていた。しかし米穀統制法で義務づけられた、最低価格での買い上げと最高価格での売却のため、政府には重い財政負担がのしかかっていた。

この対策として法案化されたのが米穀自治管理法であり、過剰供給の場合には米穀生産者に自治的な管理（＝貯蔵）を行わせることで米価の調整をはかろうとする内容だった。そこで言う「自治的な管理」を行う生産者とは事実上、産業組合が想定されていたから、米穀商人らの強い反発を招くこととなったのである。⁽⁴⁵⁾

そのため政府は、「特別ノ事情」がある場合にのみ自治管理を実施するとの内容に法案を修正し、昭和一〇年の第六七議会で衆議院を通過させた。

第六七議会で米穀自治管理法を審議する衆議院の特別委員会は合計一八回開催され、毎回熱のこもった議論が行われた。⁽⁴⁶⁾ 議論の焦点となったのが産業組合と米穀商の関係であることは言うまでもない。第六七議会で最終となる第一八回目の委員会で、政友会の助川議員は、

「吾々政友会ニ所属シテ居リマス者ト、民政党ノ方々トノ間ニ米穀自治管理法案外ニ案ニ対シマシテ一致シタル意見ヲ得マシタノデ、ソレヲ私ガ代表シテ茲ニ申述ベタイト存ジマス」

と述べ、政友会・民政党の共同修正案を提出した。

修正案のポイントは、

「米穀ヲ取扱フ販売組合（以下米穀販売組合ト称ス）ノ存スル市町村ニ於テ特別ノ事情アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル米穀統制組合ノ事業ハ行政官庁ノ許可ヲ受ケ米穀販売組合ニ於テ之ヲ行フコトヲ得」

にあった。つまり、産業組合が米穀の管理にあたるのは、「特別ノ事情」がある場合にのみ限られるとの内容に修正されたのである。しかも、付帯決議として「産業組合ノ違法及脱法行為ノ取締ヲ厳ニすること」、「産業組合ト米穀商業組合トノ協調ヲ図」る等等が明記され、産業組合の活動を神経質に抑制しようとする法案となった。

こうして政府提出の法案は修正され衆議院で成立したが、それにもかかわらず、貴族院では審議未了となった。同法案に反対する集會が何万人という規模で開催されるなど、反産運動が著しく高まっております。議会もそれを無視することができなかったからである。⁽⁴⁷⁾

政友会・民政党が政策協定にもとづき基本的に政府案を支持したことから、最終的に米穀自治管理法は、昭和一年の第六九議会で成立したが、翌一二年の日中全面戦争の開始により米の供給過剰が解消されたため、遂に発動されることはなかった。ここでも政府は、反産運動による圧力のため譲歩を強いられる一方、産業組合を米穀流通の要に位置づけるという意思は貫徹させた。その意味で、米穀商あるいは反産勢力が産業組合の活動を抑えることに成功したとは到底言い難い難い決着だった。

3. 産繭処理統制法案

最大の外貨獲得産業として戦前日本の工業化を支えた製糸業に
とっては原料繭がそのコストの大部分を占めており、良質の原料繭
をいかに安価に仕入れるかが、製糸業経営の最重要課題だったと言っ
てよい。言うまでもなく繭は養蚕業の収穫物であり、日本の農家の
多くが養蚕業を営んでいた。全国的には一九三〇(昭和五年)当時で、
全農家戸数五五〇万戸の四〇割にあたる二二二万戸が養蚕農家とし
て数えられ、長野県などの養蚕県では全農家のおよそ七〇割が養蚕
業を営んでいた。

このような、農業における養蚕業のウエイトの高さにこそ、産業
組合活動と切り離せない問題として繭取引の方法がクローズアップ
される理由があったし、したがって反産運動の重要テーマとなる背
景があった。

わが国の繭取引は生繭の状態で行われるのが一般的だった。製糸
家の側は、何らかの乾燥処理を施した乾繭よりも、生繭取引の方が
繭の品質を良好に保つことができると考えていたし、養蚕農家の側
でも、乾繭処理のための設備負担は到底負いきれなかったから、生
繭での取引がほとんどだったのである。しかし生繭での取引は、繭
の劣化が進みやすいから養蚕農家は売り急がざるを得ず、製糸家に
とっては買いたたく絶好の要因となっていた。⁽⁴⁸⁾

大正期から昭和初期ともなれば、養蚕農家側も養蚕組合などに結
集して団結し、共同で繭を販売する動きが強まっていたが、その場
合でも生繭での取引が多かった。また、大製糸家は養蚕組合との間

で特約を結び、養蚕農家には蚕種の配布を含め自らマニュアル化し
た方法による養蚕を義務づけたうえで、収穫された繭は原則として
すべて買い取るという、特約取引を行う場合が多かった。もちろん、
この場合も生繭取引だった。

昭和恐慌の一環として農村を襲った農業恐慌に際して、農産物価
格は著しく下落し、なかでも繭価格の暴落がもっとも激しかった。
養蚕業が日本農業にとっては不可欠の要素だったことから、繭価格
安定化とそのため繭取引統制は農村の立て直しをはかる政府の重
要政策として浮上したのである。

政府案の骨子は、大製糸家と養蚕組合との生繭取引である特約取
引に制限を設け、乾繭の品質を維持するため乾繭取引については道
府県に設置する繭検定所での検定を義務づける内容となっていたが、
それ以上に大製糸家や繭商人の反発を招いたのは、産業組合として
の乾繭組合を組織させ、そこに区域内の全養蚕農家を強制加入させ
る規定が設けられていたことである。

衆議院産繭処理統制法案委員会での佐藤議員による次の発言は、
院外で激しい反対運動が繰り広げられており、議員たちがそのこと
を強く意識せざるを得ない状況が生まれていたことを如実に物語っ
ていよう。すなわち、

「院外ノ問題ヲ院内ニ持ッテ来テ、此審議ヲ遅延スルト云フコト
ハ好マナイト百瀬君ガ言ハレタ、ソレハ其通りダ、私モ同感ダ、
併シ今ヤ院外ノ運動、此社会相ガ、此院内ノ産繭処理委員会ニ

持つて来て、吾々が之ヲ解決シナケレバナラス」

事態に立ち至ったことを重大視していたし、この法案をめぐる反対運動が社会問題とさえなっていたことが窺えよう。

このような経緯から、製糸業者・繭商人が猛反発したことによって、昭和一〇年の第六七議会で政府案は、衆議院の審議段階で早々と審議未了に終わったのである。

翌昭和十一年の第六九議会に提出された修正政府案は製糸業者の意向を大幅に取り入れ、特約取引での生繭取引を認める内容となったため何とか成立までこぎ着けた。

こうして制定された産繭処理統制法は、繭の取引は乾繭取引によることを原則としながらも、特約取引（認可制）、産業組合による組合製糸、および政府が定める場合にのみ生繭取引を認める内容となっていた。そこでは、特約取引の認可を得るために必要とされたのが極めて一般的な書類の提出とされており、その点では大製糸業者の利害は確実に守られた。反面、乾繭組合への全養蚕農家加入は実現しなかったものの、政策上で、産業組合としての組合製糸をいわゆる営業製糸と同格に位置づけることになった。

以上の経過をみる限り、産繭処理統制法は、大製糸資本と産業組合双方の利益を擁護することには成功したが、結果的には中小製糸業者と繭商人を繭の流通過程から排除する歴史的役割を果たしたと言っ他はない。

表8 総戸数に対する産業組合員数割合

	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	13年	14年	15年
長野県	80	81	81	82	82	82	80	85	84	88
全国平均	45	45	46	48	50	52	55	60	62	66

1) 出典は表1と同じ。
2) 数値の単位は%。

先にみたように、長野県は産業組合の組織率で全国トップに位置しており、ほとんどの農家を産業組合員として吸収することに成功していた。そして、産業組合が信用・購買・販売・利用という四種類の事業を掌握することで農業にとつての基幹的流通をコントロールしつつあった以上、それはそのまま、街場の商人の営業を苦境に陥れることを意味した。ただし、ここで留意すべきは、長野県の流通商人が直面した困難は単に、農民に流通過程を握られたことに止まらなかったことなのである。県内総戸数に対する産業組合員数の割合を示した表8をみれば明らかなく、長野県は総戸数の八割以上が産業組合員であり、全国平均と比較すればこの数値がいかに高いかは一目瞭然である。第二次拡充計画に入った昭和一三年以降こそ全国平均値も六割を超えるようになるが、それでも長野県の組合員数割合は非常に高い。この時期、総戸数に対する組合員数割合で長野県を凌いでいたのは高根県のみである。長野県の総戸数に対する農家戸数割合が六四割と六七割だったことを考え合わせると、長野県の産業組合は、農業者以外にも含む八割以上の家庭を組織していたことになるから、基本的には残る二割弱の住民を対象に営業せざるを得ない長野県の商人た

(四) 長野県における反産運動の背景

先にみたように、長野県は産業組合の組織率で全国トップに位置しており、ほとんどの農家を産業組合員として吸収することに成功していた。そして、産業組合が信用・購買・販売・利用という四種類の事業を掌握することで農業にとつての基幹的流通をコントロールしつつあった以上、それはそのまま、街場の商人の営業を苦境に陥れることを意味した。ただし、ここで留意すべきは、長野県の流通商人が直面した困難は単に、農民に流通過程を握られたことに止まらなかったことなのである。県内総戸数に対する産業組合員数の割合を示した表8をみれば明らかなく、長野県は総戸数の八割以上が産業組合員であり、全国平均と比較すればこの数値がいかに高いかは一目瞭然である。第二次拡充計画に入った昭和一三年以降こそ全国平均値も六割を超えるようになるが、それでも長野県の組合員数割合は非常に高い。この時期、総戸数に対する組合員数割合で長野県を凌いでいたのは高根県のみである。長野県の総戸数に対する農家戸数割合が六四割と六七割だったことを考え合わせると、長野県の産業組合は、農業者以外にも含む八割以上の家庭を組織していたことになるから、基本的には残る二割弱の住民を対象に営業せざるを得ない長野県の商人た

ちがいかに過酷な立場に置かれたかは想像に難くない。ここに、長野県の商人層が産業組合と厳しく対峙せざるを得ない根拠があった。

産業組合の営業を規制しようとする動き、あるいは産業組合の事業で営業を浸食された商人による反産業組合運動自体は、長野県では明治期から度々起こっていた。

例えば、産業組合は購買事業の一環として煙草を扱うことが多かったが、明治後期に相次いで葉煙草と塩の専売制度が実施されてからは、産業組合は煙草小売人として指定されてはいたないため問題があるとして、長野県内務部が県下に通牒を出したケースがあり、その他類似の事例が散見される。また一九二一（大正一〇）年には、上田商業会議所が、購買組合の事業が市街地小売商人の営業を圧迫しているとして内務省に、購買組合の取扱品目を限定するよう法改正を求める陳情書を提出する動きをみせたこともあった。⁽⁵¹⁾昭和期になっても、産業組合が組合員以外の者の利用を事実上認めているとして長野商工会議所が、調査結果を機関誌で報じ喚起を促した。⁽⁵²⁾

しかしいずれも散発的・単発的であり、その後の全国的かつ組織的反産運動の展開と比べれば、大きな影響力を持ち得ない動きに留まっていた。

(五) 長野県下商工会議所の反産運動

組織的な反産運動、しかも商工会議所を拠点とした反産運動の先駆けとなったのが一九二九（昭和四）年に長野商工会議所を会場として開かれた北本州商工会義所連合会であり、松本商工会義所の

購買組合取締案が採択されたことが全国的反産運動の大きな契機となったことは、先に示したとおりである。

長野県では以後、昭和六年に特約組合、七年にゴム商、八年に医師会、そして九年には米穀商・製糸業者・繭商などが加わることで、反産運動が大きなうねりとなっていた。⁽⁵³⁾

産業組合拡充五ヶ年計画が実施される直前の昭和七年秋には、上田精米雑穀購買利用組合が政府払下米の配給を開始し、さらに長野県購買販賣組合連合会上田支所が農業倉庫に保管していた米を販売したことから、上田小県地域の米穀商が「反対気勢」⁽⁵⁴⁾をあげるなどの動きもあつたが、この時点ではまだ、「屢々会合ノ上計画ヲ立テタルモ團結的運動ヲ見ルニ至ラズ各自任意ノ方法ニヨリ」活動している状態だった。同様に営業製糸家（組合製糸以外の民間製糸業経営）の場合も、特約取引を徹底させようとの動きはみせていたが、「未ダ何レモ営業家が自己ノ利益ヲ擁護セントスル消極的手段ノ範圍ニ止」⁽⁵⁵⁾っていたのである。

また、翌昭和八年七月には長野市医師会が、長野市での医療利用組合の設立に反対すること、および低額な診療料金は不当であることを強調した声明書を発表し、翌八月には、医療利用組合の進出に警戒感を強め医療利用組合の設置を僻地等に限定するべきであるとする、長野県医師会による建議が内務・農林両大臣へ提出された。医療利用組合の進出により、医師会メンバーの診療活動に支障が出ることを、さらに言えば、患者の減少に脅かされていたからに他ならない。⁽⁵⁷⁾

既述のごとく、すでに一九二九（昭和四）年に松本商工会議所が北本州商工会議所連合会に購買組合取締案を提出していたにもかかわらず、産業組合拡充五ヶ年計画が実施されるまでの反産運動はせいぜい各同業組合単位の活動に止まっていたが、こうした状況を大きく変えたのが全日本商権擁護連盟の発足だった。

日本商工会議所が中心となり東京で開催された全日本商権擁護連盟の発足集会と同じ日、長野市では二〇〇名余りの参加者を集めて同連盟の長野県支部結成式が行われた。長野県支部長には長野商工会議所会頭、副支部長に上田商工会議所会頭・松本商工会議所副会頭および長野県米穀商組合連合会長を選出した。⁵⁸この経過は、全日本商権擁護連盟の設立を俟ってはじめて長野県でも、商工会議所を核とした反産運動、しがたつて関係同業組合を網羅した組織的反産運動が成立したことを明確に示している。その意味で、地方商工会議所が独自の組織的反産運動を展開することには限界があったと言ふべきであり、長野県のように中小の商工業者が産業組合から最も大きな影響を受けた地域ですら、地方的反産運動が先鋭化するにはいたらなかったことには留意すべきであろう。

商権擁護連盟長野支部結成大会では、政府による産業組合への保護政策を停止すべきであるとする決議が採択されたが、反産勢力の基本的主張をなぞった内容に過ぎなかった。⁵⁹商工会議所の動きと呼応して長野県商工会連合会も県当局に商工課の新設を陳情するなど、他の商工関係団体も動き始めるなか、同年一二月に商権擁護連盟長野支部は、運動の第二期実行計画を発表した。そこでは、産業組合

への保護を規定する法律の撤廃または改正を貴衆両院議員へ働きかけることが明確に示され、政治運動としての性格を鮮明にしていた。さらに翌昭和九年二月、矢継ぎ早に立案された第三次実行計画で貴衆両院への請願書提出が示された。だが、いずれも全日本商権擁護連盟の方針を雛形とし、支部としてそれを伝達するのみの活動だった。

こうした地方的活動の限界は地方議会レベルの議論にも反映し、例えばこの問題をめぐる長野県議会の議論はむしろ低調ですらあった。中小商工業者の立場に立つ議員による質問は、その営業を浸食する産業組合活動について県当局の見解を質すに止まり、県当局の答弁も、「国家的ノ問題デアリマシテ、其方針ノ如何ニ依リマシテハ県ト致シマシテモ考ヘナケレバナラスコト」であるとするばかりであった。⁶⁰

長野県の動きに限定した以上のような反産運動を念頭に、以下では、長野県下三商工会議所について、それぞれがどのように反産運動を展開したのかをごく概略的にみておきたい。

1. 松本商工会議所

松本商工会議所としての本格的な反産運動は、恐らく北本州商工会議所連合会へ議案を提出した一九二九（昭和四）年から始まるとみてよい。

農林省が産業組合の肥料購買事業への助成金支出を柱とする肥料管理法（正式には「肥料配給改善助成規則」として成立・公布）の

立案を精力的に進めていた昭和四年二月、松本商工会議所は独自に、この肥料管理法案に反対する声明を発表した。⁽⁶¹⁾

産業組合拡充五ヶ年計画が実施される前のこの時期、反産運動として松本商工会議所が積極的に活動したのは、肥料管理法案についてのみであり、それは、他の業種と比較して肥料商が最も困難な営業を強いられていたことの現れであった。昭和六年に松本市役所が行った調査によれば、⁽⁶²⁾松本市内の肥料商のうち七五割が経営上の困難を訴えており、さらに肥料商に次いで、取扱品目が購買組合と競合する醤油・菓子・履物といった業種が六〇割以上の経営困難者を抱えていた（これらの業種は製造と流通の双方を含む）。意外にも米穀商や繭糸商の多くはこのとき、それほど影響を受けていなかった。

実は、この調査が行われたのと同じ昭和六年に全国米穀購買販売組合連合会が設立されることで産業組合が直接消費地の米穀卸商に米を販売することが多くなり、その頃から主要地方都市の米穀商が米穀流通から排除され始めた。⁽⁶³⁾つまりこの年には、産業組合による産地米穀商への影響は未だ顕在化していなかったのである。

繭糸商の場合この時期、全国的には急速にその数を減少させており、繭の共同販売を行う組合の影響を受けていたことは間違いないが、繭・生糸の流通を生活の糧とするいわゆる繭糸商の多くは零細であるばかりかその営業が季節的だったこと、および繭の共同販売を行う養蚕組合の多くが、前述のように、産業組合ではなかったため、繭糸商人の反産運動もまた顕在化し難かった。だがその一方で、営

業製糸が蒙った影響は甚大だった。特に、強固な特約取引網を持たない中小営業製糸家は苦境に陥り、昭和五、六年にかけて操業短縮を余儀なくされていたのである。⁽⁶⁵⁾

しかし、こうした状況は産業組合拡充五ヶ年計画が実施に移された昭和八年から一変する。同年三月には、松本に結成された松本米穀商組合が商工省から認可されており、明らかに松本の米穀商が従来の流通経路を維持しようとして結束を強めたことがみて取れよう。翌九年には、全日本商権擁護連盟長野支部の会合が松本商工会議所で開催され、反産運動をさらに推し進めることを決議したうえで、「本県支部に於ては三月中松本に於て大会を開催し更に県下市町村の商工会に於て演説会を開く方針」⁽⁶⁶⁾を確認している。松本での反産運動の高まりを象徴する内容だった。

2. 長野商工会議所

前述のように、長野商工会議所では大正期から購買組合が組合員以外にも物品を販売していることを問題視して取締りを決議するなどの活動が行われていたが、決して商工業者全体での組織的な活動には至らなかつた。商工会議所としての本格的な反産運動は昭和五年から始まる。

この年、長野商工会議所は「購買組合の違法行為に関する調査」と題する記事を『長野商工会議所報』に掲載し産業組合、特に購買組合に対する厳しい批判を繰り広げた。⁽⁶⁷⁾その中で、「中小商工業者に打撃を与へる事項」として具体的な事例を掲げ、「組合には肥料取締

法の適用なきため一般肥料商にとり商業の円滑を欠き商機を逸すること」および「肥料を連合会の手を経て農村に販売すること」を指摘している。ここでも肥料問題が大きくクローズアップされており、組合への助成による肥料統制を軸に反産活動が展開していたことを示している。

その後の長野商工会議所の動きは、全日本商権擁護連盟長野支部の活動に沿ったものであり、独自の活動は一切なかった。

3. 上田商工会議所

上田商工会議所に関しては、昭和八年八月に県議員でもある伊藤藤会頭が、産業組合と百貨店とに挟まれて商工業者が苦境に立っていることを訴える講演を行ったこと以外、⁽⁸⁸⁾目立った動きはなく、概ね長野商工会議所と同様の活動内容だった。

ただしここでは、上田・小県地方の反産運動に大きな影響を与えた事件について若干の言及をしておきたい。

昭和十三年五月、上田市の自転車業者が長野県購買連合会上田支所の前で拳銃自殺をはかった。幸い一命は取り留めたが、この背景には産業組合拡充五ヶ年計画をめぐる、産業組合と自転車業者との確執があったのである。拡充五ヶ年計画により購買組合は他のいくつかの物品とともに自転車の配給も開始していたことから、全国的な両者の対立が顕在化していた。長野県の自転車業者は自己防衛のため結束し、自転車業者が販売する自転車には盗難予防マークを貼り付け、当該マークのある自転車以外は修理を受け付けないことと

した。これに対抗する産業組合は、「産業組合自転車無料修繕所」「産業組合自転車配給所」などの看板を掲げて自転車の取扱を一層強めたため、自転車業者はますます苦境に追い込まれていった。

このような状況で、上田市の自転車組合長が購買連上田支所前で、「産組納税者ヲ殺ス」という標を身につけ、⁽⁸⁹⁾拳銃自殺をはかったのである。この事件は商工業者、特に自転車業者を刺激し、彼らは購買組合の自転車販売を規制するよう県に陳情すること、および北信州東部自転車業大会を上田市で開催することを決定した。商権擁護連盟長野支部もこれと連動し、反産運動をさらに強める姿勢をみせたため、県当局が仲介するかたちで、県購買連が配給する自転車を八〇〇台に限定しその組立てを自転車業者が行うこと、産業組合の修繕所を漸次廃しすることなどの協定が結ばれ、一応の決着をみた。⁽⁹⁰⁾

自転車業者が前面に出たこれら一連の経過に関し、上田商工会議所も活動の支援に入ったであろうことは想像に難くない。

結語

一九三九（昭和一四）年に商工省が長野県の産業組合について詳細な調査を実施した。その結果、商工省は次のように結論づけた。

「長野県に就いて特に注意すべきは、此の県が政治的にも経済的にも、産業組合の極度まで進出せる地方であつて、殆んど産組運動家の理想的境地に到達してゐるといふことである。（中略）長野県の産業組合に於いて、もう一つ注意を要することは、県連の活動である。県

連こそ此の県では巨大なる商人であつて、あらゆる商人的活動を自己のイニシアティブに於いて行ひ、決して、組合員の委託せる物売り組合員の必要によつて物を買ふと云うが如き消極的な存在でない。⁽⁷⁾

本論全体を通じて確認したように、戦前昭和期の長野県は産業組合が最も発展した地域だったばかりか、その活動が極端なまでにあらゆる方面に及び、しかも大規模に展開した県だった。長野県の産業組合連合会自体が「巨大な商人」であり、しかもそれが様々に公的保護をうけているとなれば、街場の中小商人が対抗する余地はほとんどなかった。産業組合が典型的に展開し、それ故、旧来の流通商人が大打撃を受けた長野県を対象に、産業組合と反産運動を実施に即して検討する意味がそこにある。

長野県の反産運動を商工会議所に視点を置いて考察したことで、本論が目的とした商工会議所を拠点とした反産運動の実態についてもほぼ明らかになった。意外にも、中小の商工業者が最も深刻な影響を受けたはずの長野県で、商工会議所を核とした反産運動が予想したほど大きな盛り上がりを見せることはなかった。数々の史料から確認する限り、全日本商権擁護連盟の長野支部として活動することが基本線だった。こうした事実を踏まえたくうえで、商工会議所を拠点にした反産運動が何故に、地域の实情に即したかたちで展開し得なかつたかが次に説明されなければならないが、本論ではそこまですりこむことができなかつた。この点については、長野県が日本最大の製糸県であつたこと、そして産業組合に関係の深い三法のう

ち産繭処理統制法が、大製糸資本の営業活動を制限することなく、中小の営業製糸にのみ不利な繭仕入れを強いる内容だった事実を考へ合わせるならば、結局は業界全体で必死の反産運動をするには及ばない環境が形づくられていたのではないか、との推論が十分に成り立ちそうである。産繭処理統制法案に対し、「諮問案二対シ絶対反対ヲ唱へ之カ阻止ニ狂奔シツ、アルモノハ繭市場業者、繭問屋、繭仲買人等所謂繭糸業者ノ一団ナリ⁽⁷⁾」とされているように、製糸業者が反対運動には積極的に参加していなかつたことも、推論を後押ししている。だが、その仮説の実証は今後の課題とせざるを得ない。

米穀商の場合も、営業上の困難は伴っていたが、実は廃業にまで追い込まれる商人が続出するといことがなかつたうえ、米穀自治管理法では産業組合による米穀管理が限られていたことで、完膚無きまでの状態には至らなかつたのである。

こうみてくると結局、反産運動は何か中小の商工業者の没落に歯止めをかけることには成功したと理解してよいだろう。ただ、肥料商と繭商の没落は避けられなかつたのだが。

松本商工会議所に参加していた商人に限つても、昭和四年時点で肥料商・繭商はそれぞれ六名・二〇名だったが、昭和一年には二名・五名へと激減し、廃業が相次いだか、あるいは限りなく零細な商人へと没落したか、いずれか以外にない。

地方商工会議所は、それぞれの地域で商工業者が結集した経済団体ではあつたが、大資本も含めたほぼすべての階層、そしてほぼすべての業種に関わる問題でその力量を発揮することはあつても、個

別の業種や特定の階層に関わる問題では、意外に淡泊な対応をとりがちだという事実を再確認すべきであろう。

農業と商工業、それも中小営業者どうしの鋭い対立を産んだ産業組合と反産運動に直面した政府がどのように政策の調整をはかり、どのように実行しようとしていたかという、本論が目的としたもうひとつの課題については、本論ですべてが解明されたとは言えない。だが、政府が産業組合を土台とし農村を立て直すという揺るぎない基本姿勢をとるなか、産業組合を所管する農林省が精力的に産業組合保護政策を進め、他方の商工業を所管する商工省の動きは、抵抗を試みる程度のものに過ぎなかった。商工政策を担う商工省が産業組合の活動拡大に常に消極的だったのは、飽くまでも商工営業者の衰退に歯止めをかけたい故であり、農村対策として農村経済更正運動を強力に推し進める政府にあって、商工省の態度はほとんど斟酌されないものだったことは確認された。

地方都市肥料商の没落のみが目立った産業組合と反産運動の過程だったが、両者の対立は、少なくとも政治的には日中戦争の開始とともに終息する。農林大臣官邸で農林・商工両大臣立ち会いのもと、産業組合代表者と商工業代表者が協議し、産業組合が新規の活動を行わず、商工業サイドも反産運動を停止することが合意された。

第一次世界大戦の勃発が、商業会議所を拠点とした反営業税運動に終止符を打ったときのことを彷彿とさせる。

注

- (1) 産業組合についてはなによりも、産業組合史刊行会『産業組合発達史』(至五巻)および産業組合中央会『産業組合調査資料』が参照されるべきだが、例えば医療保険制度の視点では、高嶋裕子「国民健康保険制度形成過程における医療利用組合運動の歴史的位置——岐阜県小鷹利村を事例として——」(『大原社会問題研究所雑誌』7(364))、青木郁夫「医療利用組合による国民健康保険組合代行事業に関する覚書——または、高嶋裕子「国民健康保険制度形成過程における医療利用組合運動の歴史的位置——」(『阪南論集 社会学編』(Vol.1 No.3))などがある。近代農村史研究の代表的な研究として、森武麿「戦間期の日本農村社会——農民運動と産業組合」(日本経済評論社)、北原朗「昭和恐慌期における長野県下農業・農村と産業組合の展開過程」(『日本大学総合社会情報研究科紀要』No.2(2001))、河内聡子「昭和前期の農村地域における(共同体)の編成とその機能——産業組合の事例を中心に——」(『社会システム研究』第二号)があげられよう。産青連の活動についてはさしあたり、北河賢三「産業組合運動の展開と産青連」(『季刊現代史』1973)、中嶋信「産業組合拡充運動と産青連」(『北海道大学農経論叢』11(10)号、1974)、大串隆吉「長野県下伊那郡旧千代村役場青年教育関係資料と解説——青年会自主化から産業組合青年連盟まで——」(『日本史研究』5783)、小泉正人「産業組合青年連盟の成立」(『日本史研究』197910)が参考となる。また、産青連と産青連の機関誌である『家の光』(『産青連雑誌』)をとりあげた研究には、山口隆司「戦前期日本の農村青年層の生活意識——雑誌『家の光』の文芸欄の検討から——」(『人文社会科学研究所』第二三三号)、小泉正人「産青連雑誌」小論——1930年代における産青連組合青年運動の側面——(『埼玉純真女子短期大学研究紀要』20023)などがある。
- (2) 反産運動についても多くの研究があるが、反産運動に関し戦前当時に発刊された宇原義豊『産業組合と反産運動・都市・農村経済ブロックの対立と其統制』(経営研究社、1984)には、当時の状況が克明に記述されている。
- (3) 産業組合法の第三次改正については、昭和三年版『産業組合年鑑』による。
- (4) 同上、p20。
- (5) 前掲『産業組合年鑑』p25。なお、購買組合に対し生産事業を認めた経緯についても、概略は同年鑑の記述による。
- (6) 石井寛治『日本流通史』(有斐閣、2003年)を参照。

- (7) 農林大臣官房総務課『農林行政史』第一巻p125。
- (8) 前掲『産業組合年鑑』p33-34。
- (9) 『長野県史』近代史料編第五巻(一)p15の「時局下産業督励につき上伊那郡訓令」に、長野県告諭第三号が産業組合の設立を促進している事情が示されている。
- (10) 『長野県史』通史編近代I pp135-136。
- (11) 『長野県農公報』第五六号(明治四〇年五月二十日)。長野県の農業にとつて不可欠の地位にあった養蚕業については、数多くの養蚕組合が繭の共同販売を行っていたことはよく知られている通りである。しかし、それから養蚕組合の多くは産業組合でもなければ同業組合でもない任意の組合であり、繭取引の実態は、大規模製糸家との特約取引にもとづく生繭取引だった。一九三五(昭和一〇)年時点でさえ共同販売のうち三分の二は任意の組合が占めており、養蚕組合のうち産業組合員数は一九二九年では全体の一九割のみだった。また、生繭の共同販売が全繭販売額に占める割合は、一九二八(昭和三年五一)割、一九三五年七六割という状態だったから、養蚕業において産業組合は大きな影響力を持つには至らなかったのである。
- (12) 『大正十四年三月 県下産業組合経営製糸事業につき産業組合中央会調』(『産業組合調査資料七』)。
- (13) 『大正十五年農商課知事事務引継書』(『公文編冊 事務引継書 知事官房課』)。
- (14) 同上。
- (15) 『産業組合課独立につき処務細則改正序中達』(『公文編冊 序達例規綴 全目大正十三年至昭和九年』)。
- (16) 『長野県産業組合史』昭和巻(長野県農業協同組合中央会、1958年) p176-177。
- (17) 『長野県史』通史編近代III pp146-147。
- (18) 各年版の『産業組合年鑑』による。なお、同年鑑では昭和一二年の組織率を示すデータを欠いている。この時期、組合員数が全農家戸数を上回っているのは、市街地等では農家以外の組合員がそれなりにいたこと、および一軒で複数の組合に加入するケースがあったことによる。
- (19) 前掲『長野県産業組合史』昭和巻p28。
- (20) 大石嘉一郎編『日本帝国主義史』(世界大恐慌(東京大学出版会、1987年)所収の西田美昭論文「農民運動と農業政策」p296-297)。
- (21) 日本農業研究会編『日本農業年報』第一号。
- (22) 『農林行政史』第一巻(農林協会、1957年) p202。経済更正部には五六人の職員が配置され、更正計画策定を主導する総務課、産業組合の拡充を担当する産業組合課、負債整理事業担当の金融課、副業の奨励により農家経営改善を目指す副業課が設けられた。
- (23) 『産業組合年鑑』昭和九年版p11によれば、「更正運動の促進は産業組合運動の促進そのものであった」と言われている。
- (24) 『農林行政史』第一巻p133。
- (25) 前掲『長野県産業組合史』昭和巻pp145-153。
- (26) 同上、pp167-177。
- (27) 各年の『産業組合要覧』による。
- (28) 前掲『長野県産業組合史』昭和巻p177。
- (29) 同上、pp332-335を参照のこと。
- (30) 同上。
- (31) 『松本商工会議所報』(昭和四年二月)。
- (32) 前掲『長野県産業組合史』昭和巻p186で、「この事件が、産業組合運動に対する政治的反抗という集団行動の皮切りとみるべきだろう」と述べている。
- (33) 『大阪朝日新聞』昭和八年九月一日。
- (34) 吉矢友彦「昭和期における肥料問題と農政(下)」(京都大学経済学会『経済論叢』第八十九巻第四号、1962年)。
- (35) 肥料商団体が全国的反産運動をリードした様子を、昭和八年一月一日日付『大阪朝日新聞』が次のように報じている。
- 「反産業組合運動の中心勢力たる全日本肥料商団体連合会では九、十両日東京丸の内会館に東神連合理事会を開き、反産運動の今後について方針を協議した結果次のごとく決定した即ち
- 一、従来の反産運動が各業績毎に個別的行われたため勢力が分散し勝ちであったのを遺憾として今後は肥料商を中心に反産各業種の大同団結を計ることに決定、来年一月下旬東京に第一回全国反産業組合大会を開催する
- 一、来議会対策としては従来の「産業組合特権廃止要求」を中心標語として陳情請願などを続けるが、十分の効果を得られないことが明らかとなった場合には最後の手段としてたとえば税金の不納同盟結成などを考慮する」
- (36) 北野裕子「一九三〇年代前半期の商権擁護運動」(『歴史研究』第33号、1996年)。
- (37) 前掲『産業組合発達史』第四巻p33。
- (38) 北野裕子前掲論文参照。

(39) 全日本商権保護連盟の設立およびその声明主旨については、『産業組合連動資料集』一巻、p136。

(40) 『大阪毎日新聞』昭和三年一月十七日の、「農商当局諒解成る 肥料管理法案 商工省案をも参酌していよいよ来議会に提出」と題する記事。

(42) 『神戸又新日報』昭和四年二月二六日の「全国肥料商大会の管理法案反対決議 全国肥料商大会は政府の肥料管理法に絶対反対を表明し極力其目的貫徹を期す」と題する記事参照。この大会で肥料商側は明確に「民業の大圧迫」を理由としていた。

(43) 前掲『産業組合発達史』第四巻p171-172。

(44) 吉矢友彦前掲論文参照。

(45) 昭和一〇年一月三一日付『京城日報』の「米の悩み 米穀統制法の改正案に就て」と題する記事を参照。

(46) 委員会での発言はすべて、『帝國議会議院委員會議録』による。

(47) 例えば、昭和一〇年三月二日付『東京朝日新聞』は、両国技館で法案反対派二万人による集會が開かれたことを報じている。

(48) 昭和一〇年二月五日付『中外商業新報』の「製糸連の大譲歩 特約取引漸衰せん 産繭処理案決議検討」と題する記事は、生繭取引の弊害を指摘する一方、「乾繭取引となれば中小製糸等資金に乏しい業者は一年中必要な時に何時でも繭を買入れることが出来、おまけに乾繭組合が一時金融を代行することとなるので資金難の緩和となるのだと、理論上は中小製糸にも訴うるところがあるので製糸連合会の内部においても賛否の意見が対立していた」とし、乾繭取引が中小の製糸家にとっては利益があり、大小の製糸家間で利害が一致していないことを報じた。

(49) 昭和一〇年二月四日付『大阪朝日新聞』の「産繭処理法案の障害全く解消 制糸連側、殆んど原案容認」きのう総会で希望付決議」と題する記事は、この経緯を明快に語っている。すなわち、

「製糸連合会総会第二日は前日に引続き三日午前十時から丸の内蚕糸会館に開催、まず来議会に提案される改案の内容につき井野蚕糸局長の説明を聴取した後若林乙吉氏ほか十八名の委員に附託し慎重審議の結果左の如き決議並に希望事項を満場異議なく可決確定した。この決議は既報の製糸研究会の決議をさらに緩和したものでここに前議会以来もつとも強硬に産繭処理統制案の実現に反対していた全国製糸連も事実上同案容認に大譲歩を示した

決議事項

- 一、産繭処理形態中に生繭取引をなすことを認め法文中に明記せられたこと
- 一、産繭処理統制案中第五条は各団体の自治統制を本旨とし養蚕業組合に強制加入せらるる個人におよばず且つこれが運用に際しては各団体の意見を参酌せられたこと
- 一、蚕糸業法第十九条中繭処理に関する命令を削除されたこと
- 一、繭の検定は産繭の改善と処理行程とに至大の影響をおよぼすものなるをもつて別紙意見書を参考とし設備方法を完備するまでこれを強制せざること

希望事項

- 一、乾繭取引による乾繭の予約売買を認められたこと
 - 一、特約取引は届出制度とせられたこと
 - 一、乾繭器、繭倉庫は製糸業者の既設設備を利用せられたこと
 - 一、繭検定所の空間取引により製糸業者に圧迫を加えざること
 - 一、繭の検定は蚕業組合製糸に対して同一の取扱いをせられたこと
- 出来る限り希望に副う井野蚕糸局長語る

(中略)

井野蚕糸局長は次の如く語った
製糸連の各位の理解によって法案が総会を通過したことは喜びにたえない、当局としても生繭取引において或種のものに限って認めるよう法案を多少改正するつもりであるし、また蚕糸業法第十九条の問題も新法案実施となれば自ら廃止となるので決議通りに十分希望が達せられると思う」と。

(50) 明治四二年には「産業組合が購買品トシテ煙草ヲ取扱フモノ屢々有之候処、産業組合ハ煙草小売人ニアラサルヲ以テ政府製造煙草ヲ販売スルヲ得サルハ勿論、小売人トシテ是ヲ指定セサルモ亦専売局ノ採レル方針ナリ」(公文編冊、農工商成例、自明治三十五年至同四十二年と、長野県内務部長から通牒が出されている。また明治四五年には、「購買組合ハ社団法人ナルヲ以テ政府製造ノ煙草ヲ買ケ之ヲ組合員ニ売却セムトセハ煙草小売人タル指定ヲ受クルコトヲ要ス」として購買組合の煙草小売事業は違法であることを、長野県内務部長が県下の郡市長宛に通牒を發して

いる(明治四十五年七月 購買組合煙草小売専売法抵触につき注意方鼎移牒)。

(51) 上田商工会議所所蔵「総会及役員会記録」(自大正五年九月以降至大正十三年三月二十二日)。

(52) 『長野県史』通史編近代Ⅲ 146号 昭和五年四月二六日)。

(53) 『長野県史』通史編近代Ⅲ 206。

(54) 昭和八年一月「医療利用組合設立反対につき県医師会調査資料記事」(『長野県史』近代史料編第五卷(一) pp.997-1003)。

(55) 同右。

(56) 同右。

(57) 社団法人家の光協会所蔵の「産業組合立診療機関ニ関スル資料(其ノ二)」(58) 長野県内の三商工会議所のうち松本商工会議所のみが副会頭を代表として送り出していたのは、松本商工会議所独自の事情があった。

一九〇八(明治四一年)年に発足した松本商業会議所は、日本最大の製糸家となった片倉組の松本製糸場責任者である今井五介を会頭に選出した。その後、今井五介は一九四一(昭和一六年)年に片倉製糸紡績株式会社の社長を退くまで松本商工会議所会頭であり続けた。日本蚕糸業界の主要団体を率い貴族院議員でもあった今井五介の活動の場は主として中央にあり、松本商業会議所の運営は事実上、副会頭が担わざるを得ない状態が続いていた。したがって昭和恐慌期のこの時期も今井五介は松本商工会議所会頭であったが、会議所運営の実質的な任には副会頭があつていたため、商権擁護連盟長野県支部への松本商工会議所代表は副会頭にならざるを得なかったのである。以上の経緯については、拙稿「地方商工会議所の歴史的性格」(『松商短大論叢』第 四五号、一九九七年)を参照されたい。

(59) 全日本商権擁護連盟長野支部の活動内容については、『長野県史』近代史料編第六卷 pp.346-353 参照。

(60) 『長野県通常県会議事日誌』(昭和八年第五六回)による。

(61) 『松本商工会議所報』(昭和四年二月)。

(62) 『昭和七年七月 県下農村経済状況につき日本銀行松本支店特別報告』

(『長野県史』近代資料編第五卷(一) pp.113-139)。

(63) 持田忠三「米穀市場の展開過程」(東京大学出版会、一九七〇年)参照。

(64) 石井寛治前掲『日本流通史』p.165参照。

(65) 『長野県史』近代史料編第五卷(一) pp.777-779参照。

(66) 『長野商工会議所報』第一九二号参照。

(67) 『長野県史』近代史料編第六卷 pp.336-337 参照。

(68) 『長野県史』近代史料編第六卷 pp.338-346 参照。

(69) 上田商工会議所所蔵「日誌」。

(70) 『長野県史』通史編近代Ⅲ、p.208 参照。

(71) 経済産業省所蔵「県下産業組合につき商工省調査書」。なお、本論では、『長野県史』近代史料編第五卷(一) pp.1020-1042 に掲載されている文章を引用した。

(72) 「産繭処理統制案県下蚕糸業関係者動向につき日本銀行松本支店報告」(『長野県史』近代史料編第五卷(一) p.805)。